

町内でお泊まりしてみませんか？

町民宿泊促進支援事業スタート！！

町民の皆さんに限り2,000円引きで宿泊できます！

利用できる宿泊施設 (平成22年5月21日現在)

弟子屈地区

- うさの森 ☎482-4672
- ペンションぼらりす(6/15オープン) ☎482-2622
- 摩周湖ユース・ホステル ☎482-3098
- 温泉民宿美里 ☎482-1020
- ペンション&コンドミニウムBira o ☎482-2979
- きららの宿すばる ☎482-2224
- ホテル摩周 ☎482-2141
- 民宿ましゅまる ☎482-2027
- ピュアフィールド風曜日 ☎482-7111
- ホテルニュー子宝 ☎482-2131

川湯地区

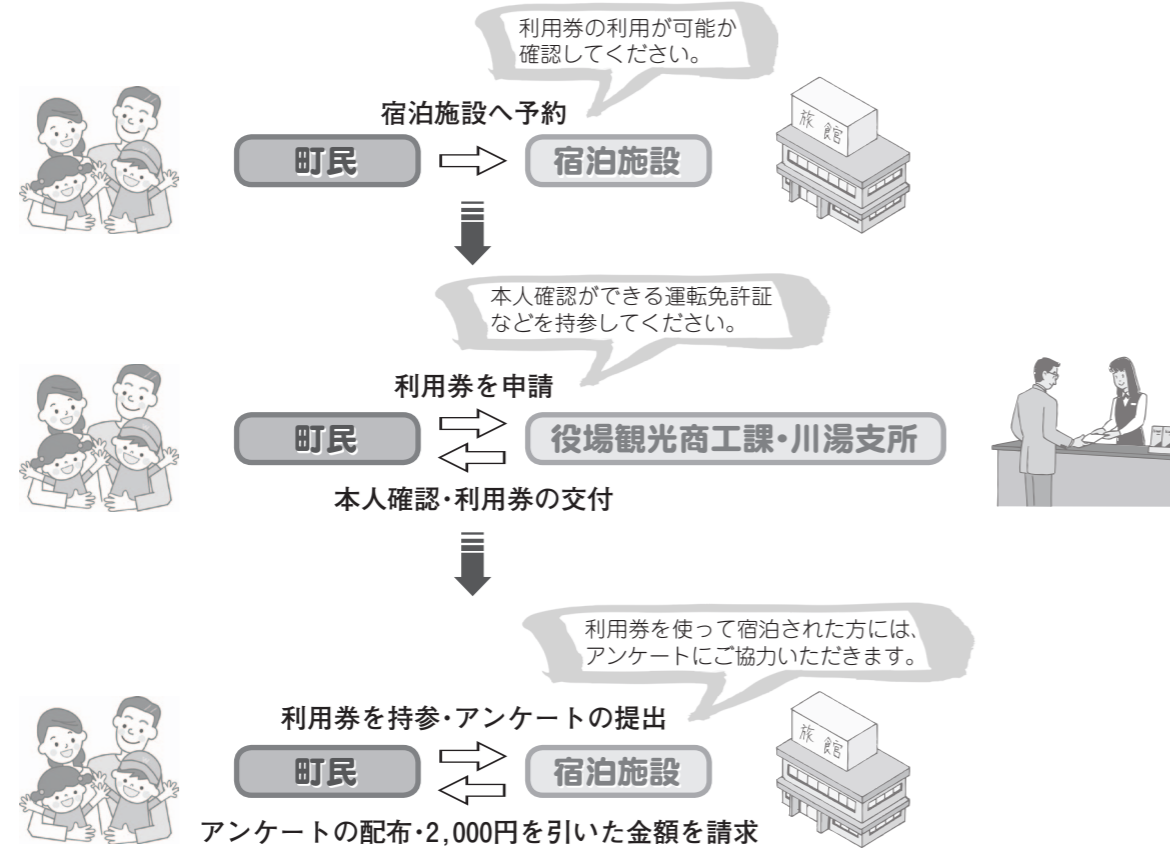
- 川湯観光ホテル ☎483-2121
- 屈斜路湖仁伏保養所 ☎483-3058
- ホテルパークウェイ ☎483-2616
- 川湯第一ホテル忍冬 ☎483-2411
- 旅人宿あさ寝坊 ☎483-2725
- 御園ホテル ☎483-2511
- 川湯ホテルプラザ ☎483-2211
- 湯の閣別館湯元池田屋 ☎483-2011
- ホテル川湯パーク ☎483-2611
- ホテル開統 ☎483-2318

屈斜路地区

- アトレユ ☎484-2455
- 三香温泉 ☎484-2140
- 屈斜路原野ユースゲストハウス ☎484-2609
- ペンションガストホフぱりりお ☎484-2201
- 屈斜路プリンスホテル ☎484-2111
- ペンションクッシュアレラ ☎484-3232

5月24日から、町民の皆さんを限定にした「宿泊促進支援事業」が開始されました。
事業に参加している宿泊施設に町民の皆さんが宿泊する際、町が交付する「利用券」を持参することにより、1泊につき2千円引きで宿泊できるというものです。皆さんが町内の宿泊施設を利用することで、宿泊施設をはじめとした観光事業者や関連事業者へ経済効果をもたらすことができます。また皆さんに、弟子屈の良さを再発見していただくことも目的です。
助成の実施は平成23年2月28日までです。この機会に、ご家族で、仲間同士で、町内のホテルや旅館などに泊まってみませんか。

助成を受けるには…



宿泊促進支援事業

Q & A

- Q** どうすれば、利用券をもらえますか？
A 役場観光商工課へ申請してください。利用券を交付します。手続きには、本人確認のために運転免許証などの身分証明書が必要となります。手続きはご自分でできますか？
Q 役場商工観光課と川湯支所で申請してください。
- Q** 利用回数の限度はありますか？
A 予算額内(600万円)であれば何回でもご利用できます。ただし、1人の方が1回の宿泊で利用できるのは、2連泊までです。
- Q** 実施期間はいつまでですか？
A 平成23年2月28日までです。
- Q** 町内すべての宿泊施設で利用できるの？
A この事業へ参加している宿泊施設で利用できます。
- Q** 助成を受けられるのは、宿泊した場合だけですか？
A はい、宿泊した場合のみ助成します。なお、利用できるプランは宿泊費が2千円を超えるもののみです。
- Q** 町民限定ですか？
A 助成するお金が、町民の皆さんから納税していただいた税金を財源としているため、町民以外の方は利用できません。
- Q** 誰でも申請できますか？
A 町民であることの確認が必要なことから本人、もしくは同一世帯の方のみの申請となります。サークルなどのグループの場合は、押印、もしくは自筆で氏名・住所を記載した名簿(任意様式)を提出していただければ、どなたでも代理で申請できます。
- Q** 通称名でも申請できますか？
A 住民基本台帳と照合しますので本名で申請していただきます。
- Q** いつでも申請できるの？
A 宿泊しようとする日の14日前から申請できます。また、有効期限も申請の日から14日以内です。
- Q** 利用券は他人へ譲渡できますか？
A できません。
- Q** 申請したけど、利用券を使用しなかつた場合にペナルティーはありますか？
A ありません。できれば、役場観光商工課か川湯支所に利用券をお返しください。

□問い合わせ先/役場観光商工課観光係 ☎482-2940 (課直通)